

企画建設常任委員会 摘 録

1. 開 催 日 令和3年12月16日(木) 第2委員会室
2. 出席委員 桂藤和夫委員長 吉川遂也副委員長 横路政之 堀井秀昭 政野太 五島誠
松本みのり
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 花田讓二議会事務局長 俵啓介議会事務局議事調査係長
5. 説明員 加藤武徳企画振興部長 東健治企画課長 定光浩二管財課長 田部伸宏企画課企画調整
係長
6. 委員外議員 なし
7. 傍 聴 者 4名(うち議員 近藤久子議長 福山権二)
8. 会議に付した事件
 - 1 議案第163号 指定管理者の指定について
 - 2 意見書について

午前10時00分 開 議

○桂藤和夫委員長 ただいまから企画建設常任委員会を開会いたします。写真撮影、傍聴、録音、録画を許可いたしております。

1 議案第163号 指定管理者の指定について

○桂藤和夫委員長 これより当委員会に付託を受けました協議事項の1点目でございますけれども、議案第163号、指定管理者の指定の件を議題といたします。議題については、既に本会議において説明が済んでおります。執行者から追加説明があるでしょうか。あればお願いします。部長。

○加藤武徳企画振興部長 本日の指定管理者の指定に対する議案に際しましては、先般11月に庄原市交流宿泊施設設置及び管理条例に対しまして附帯決議をいただいております。こうした点も踏まえまして指名に至った理由を改めて企画課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○東健治企画課長 それでは、私から附帯決議をいただく中で、指定管理者候補者決定に向けまして、改めて整理をさせていただきましたので、サンヒルズ庄原を指名することに至りました整理、経過も含めて御説明させていただきます。指定管理者の指名につきましては、庄原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に基づきまして、市が出資しております法人への指名が可能となっております。また、公の施設の設置目的に沿った適正な管理能力を有すること。また、早期の施設再開を円滑に進める諸条件を整えていることなど、総合的に勘案いたしまして、サンヒルズ庄原を指名することといたしました。サンヒルズ庄原は、これまでかんぼの郷庄原の施設管理、運営業務を受託され、開業から20年間、運営に要する人員を雇用する中で管理運営を実施してこられております。本市の観光振興、交流促進を牽引するとともに、健康づくりの増進などにも取り組まれ、その蓄積された経験はほかには替え難いものがございます。現在においても、厳しい経営環境の中にあつて、

従業員を雇用し続けられ、地域経済への貢献度も大変大きなものがございます。加えまして、サンヒルズ庄原は、マーケティングに基づく経営戦略、宿泊プランの構築、商品開発や収支計画策定など、ホテル経営や観光地域づくりの専門家とアドバイザー契約を締結し、経営面・運営面のさらなる強化に乗り出し、より一層の努力や工夫に取り組まれているところでございます。こうしたことから、専門的な助言に基づく適切な管理運営及び地域資源の活用など、独自性を発揮した事業により安定的な経営が実現できる企業であり、公の施設である交流宿泊施設の設置目的に沿った適正な管理運営が可能であると判断したことから、サンヒルズ庄原を指名することといたしました。指名理由についての説明は以上でございます。

- 桂藤和夫委員長 それでは今、追加説明を受けましたけれども、これより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手の上、発言をしてください。松本委員。
- 松本みのり委員 サンヒルズ庄原さんへの指名を決められたのはどの時点で決められたのでしょうか。
- 東健治企画課長 指定管理者候補者の指定に関しましては、庁内で指定管理者候補者選定審査会がございます。11月26日開催の審査会におきまして、指定管理者候補者指名施設に係る仕様書などについて、審査会決定をいただいたものです。最終的にはその後、市長決裁を受けて正式決定に至ったという状況でございます。
- 政野太委員 審査会に出席されたメンバーがもし公表できるようなら公表していただきたい。それから、その中に必要があるとき認めるときには委員以外の職員、外部の学識経験者等の出席を求めということもあるのですが、そういったことがあったのかどうか、確認をさせてください。
- 東健治企画課長 審査会におきましては、審査会の庄原市指定管理者候補者選定審査会設置要綱に基づきまして、組織に関しましては5部長が審査会メンバーとなっております。今回の審査会に関しましては、外部からの審査会参加者はございません。
- 政野太委員 今のは設置要綱の話ですか。それとも、その日に行われた審査会の参加メンバーのことでしたか。例えば、2には審査会の審査にかかる公の施設を所管する課長及び室長という項目もありますが、課長は出席されていますか。
- 東健治企画課長 審査会を構成するメンバーとしましては、先ほど申しました5部長ということで、当日の審査会は、その5部長本人が出席いたしております。また、説明員ということで、所管であります企画課から私と企画調整係長が出席いたしております。
- 五島誠委員 先ほどのアドバイザー契約はどういったものなのか、詳しく教えていただきたい。
- 東健治企画課長 マーケティングに基づく営業戦略、あるいは宿泊プラン、また、商品開発や収支計画策定の支援を目的としたアドバイザー契約ということで、具体には組織体制づくりであったり、オペレーションシステムの構築、温泉や食事のバリューアップ、セールスの強化、会員制度の構築などについても研究をしていくということで、取り組みを行っていくということを伺っております。
- 五島誠委員 アドバイザー契約でいただいた知見が、先ほどの審査会に出される、申込書というのではなかったと思うのですけれど、そういったものにはしっかりと反映されているのかどうか。それから、このアドバイザー契約の期間はどのぐらいなのか。例えば、指定管理に指定されてオープンしたら終わるのか、もう少し長い期間しっかりとコンサルタント的にやっていくのか、お伺いしたい。
- 東健治企画課長 このたび指定管理者候補者の指名ということで、サンヒルズ庄原から今回のアドバイザー契約に基づいた取り組み等も踏まえる中で、申請書の提出をいただいております。今後のこ

のアドバイザー契約は、現在のところは3月末までと伺っておりますけれども、新年度以降も引き続き、そういった協力体制を組み合わせながら、さらなる取り組み強化に努めていきたいということも伺っております。

○五島誠委員 サンヒルズ庄原の社内体制であるとか、資本の関係、財務の関係などが今までと同じなのか、変わってくるのかというところをお伺いしたい。

○東健治企画課長 体制につきましては、現在のサンヒルズ庄原の社員構成に基づいて、引き続き運営を行っていく。それと再開に向けましては、コロナ禍の状況も踏まえて、人員増へ向けて体制を整備していくということを伺っております。

○加藤武徳企画振興部長 資本増強につきましては、本日、サンヒルズの役員会を開催されまして、資本増強についてのお話をされると伺っております。

○横路政之委員 課長が冒頭、理由を言われたんですけども、今までとは、ここが今後は違うので、ここに任すんだというところがはっきりわからない。アドバイザー契約も、果たしてどういう形でアドバイザーの方が週何回来て、指揮をとられるのか。遠方において電話等での相談だけでアドバイスを受けるのか。見えてこないのですよ。変わってくるんだというのが感じられないのです。ここが変わったので、今後は期待できるので、ここを指名したいのだというところを力説してもらわないと、何となく今までの延長かなというような感じを受けたんですけど、説明できますか。

○東健治企画課長 アドバイザリー契約につきましては、定期的な会議の開催ということで、定例的な形で協議を進め、実施すると伺っております。実際にこちらに来られる場合もあると。既に複数回来られて協議を行われております。また、ウェブ等も活用しながら、しっかりとした情報交換ができることを言っておられます。既に複数回、実施されておられます。また、事業の計画としましては、サンヒルズにおいて、地域資源を活用する新たなニーズ、あるいは客層を取り組んでいく計画を持っておられます。自然環境や地域食材、また、天然温泉などの資源を活用していくというものでございます。また、イベント等の実施によりまして、地域交流、あるいは知名度向上にも取り組んでいく計画をお持ちです。これは飲食のイベントやマルシェなどによるものでございます。具体には宿泊事業でいいますと、新規顧客の獲得・強化に向けましては、新規宿泊商品。具体で申しますと、健康をテーマにしたもの、あるいはワーケーションへ向けたもの。また、3世代家族向けの商品、そのほか体験型の商品としまして、花見のイベントであるとか森林ウオーキング、丘陵公園とのタイアップなども計画をされておられます。飲食関係で申しますと、地域食材、あるいは庄原でしか食することができない食材、郷土料理などの提供も計画をされ、宴席プランの充実、お土産物品揃えの充実に取り組む計画と伺っております。あわせまして、広報・利用促進におきましては、自社のホームページの設置、SNSによる施設・食事・自然等の魅力を発信していくこと。また、ネット販売強化に向けまして、ネット旅行会社を通じたインターネット販売、ウェブプロモーションの実実施計画もお持ちです。こうした取り組みとあわせまして、経費縮減と効率的な運営ということで、システム導入によりまして、各部署間の情報共有による効率的な運営を実施していくこと。職員も複数の業務をこなすマルチスタッフ化によりまして、効率化を図っていきたいという計画をお持ちです。こういった計画を踏まえまして、サンヒルズ庄原が運営していくことが可能であるという判断をいたしました。

○松本みのり委員 サンヒルズ庄原は、これまでかんばん運営されてきた会社なので、サンヒルズさんがされるのであれば今までと余り変わらないというところで、アドバイザー契約をされた企業がどう

いった企業なのかというのが1番重要なところになってくるのかと思うのですが、こちらのアドバイザー契約された企業は、経営アドバイザーとしてどのような実績を上げられているのかというところをお聞かせください。

○東健治企画課長　　今、これまでの運営者が引き続き運営することで変わらないとおっしゃられましたけれども、サンヒルズ庄原としても変わっていくべく、取り組み強化、あるいは計画をお持ちでございます。その一端を先ほど説明もさせていただいたところでございます。アドバイザー契約を結んでおられる事業者ですけれども、庄原市観光施策においても、いろいろこれまでも助言等、協力をいただいた事業者でございます。また、県内においても、そういった観光に特化した形の事業展開も行っておられる事業者ということでございます。

○松本みのり委員　　実績をお聞きしているのですが、経営が傾いていたところを上向きにさせましたなど、お聞きしたいのですが、そういった実績を持ちなのかどうか。

○加藤武徳企画振興部長　　アドバイザー契約を締結されている会社の中におかれましては、これまでも他のホテル事業を立ち上げた経験をお持ちの社員の方がおられまして、そういった方を中心にこれまでも協議を重ねてきておられます。また、今後もよりよい施設管理・経営ができるようにということで取り組みを進められております。

○政野太委員　　我々は今回の事業計画も収支予算書も何も見ることもなく、ここを判断していかなければいけないという中で、やはり情報をもっと欲しいという気がいたします。ただ、第三セクターの報告というのは、毎年いただいている中に事業計画があると思うのですが、今回その事業計画を見させていただくことがないのか。ないのであれば、先ほど事業計画については、課長からいろいろと新たな取り組みについての説明がありましたけれども、例えば収支予算がどうなってるのか、口頭で説明をいただきたいと思うのですが。

○東健治企画課長　　実際にサンヒルズ庄原から提出をされました指定申請書、そのものを御提示することはできませんけれども、この中で決算状況と4月から9月末まで、いわゆる上半期の経営状況についても報告をいただいております。この中で申しますと、昨年度3月末時点では、純資産の部で申しますと、マイナス630万円余りの状況になっておりました。これにつきましては、議会報告も既にさせていただいている状況でございます。そういった中で、9月末現在においては、現金預金に関しましては、700万円余り増額となっている状況。また、逆に長期の借入金につきましては、460万円減少するなど、最終的な純資産の合計といたしましては、1,840万円余りのプラス収支になっております。収支計画で申しますと、収入・支出とございますが、利用収入、いわゆる宿泊売上、温泉売上の利用収入、また、食事・売店等のその他収入、こちらで6億7,800万円余りの収入計画となっております。これに対しまして、支出の計画でございますけれども、人件費・光熱水費等を踏まえまして、6億7,500万円余りの支出計画。収支で言いますと、330万円余りのプラス収支という事業計画を持っておられます。なお、市からは、指定管理料としてはゼロ円ということで、この収支計画書にも盛り込まれているところでございます。

○政野太委員　　これは令和4年度しか出てないのですか。例えば、5年間。大体5年間ぐらい出すのが普通ではないかと思うのですが。

○定光浩二管財課長　　この度の指名に係る提出書類の中の収支計画につきましては、令和4年度分を提出させていただくということになっております。

- 松本みのり委員　　これまでかんぼの郷の営業外収益が、年によって3,000万円、4,000万円の年もあれば、200万円台の年もあるという状態だったのですけれども、以前もお聞きして、その営業外収益の中身がもう少しははっきりしないのと、今後、営業外収益がどうなっていくのか教えてください。
- 東健治企画課長　　社として積み立てられていた養老保険等を取り崩され、営業外収益という形で計上されていた状況がございます。その年度によってその額が増減している状況はあります。内容につきましては、今申し上げたもの、あるいは税の還付金等がこの営業外収益にも計上されている状況でございます。また、近年で申しますと、営業外収益にコロナ関連の助成金等も計上されている状況です。
- 松本みのり委員　　養老保険の取り崩しをなぜされていたのか。今後、この数字がどうなっていくのかを教えてください。
- 東健治企画課長　　これは社としての取り組みということですので、市から今後どのようにされるかということは、予測はできないかと思っておりますけれども、社としての資産として積立等もされておられた状況がございます。今後どのように取り扱われるかは、市ではわかりかねるという状況です。
- 松本みのり委員　　どうしてこだわるかと言えば、赤字になるから取り崩さないといけなかったのか、少し気になってましたので。今後、営業外収益はゼロになるのか。それとも、また2,000万円、3,000万円とついていくのかどうなのかというのは大事な数字かと思っております。
- 東健治企画課長　　社において最終的な年度決算へ向けて、どのような形で取り崩しをされたのか、資金運用されたのかということはあるかと思っておりますけれども、今後においては、利用収入をもって支出部分が賄える、先ほどの収支計画に基づいた運営が可能であると市としては判断しております。
- 吉川遂也副委員長　　附帯決議で強く要望した中で、経営ノウハウであるとか、運営ノウハウであるとかも申し上げた。要は、長期にわたって安定的な経営ができる場所を選定していただきたいという趣旨であったが、その中で例えば、委員会でも常に話に出ておりますけれども、やはり自主事業の部分が非常に今後重要になってくるんだと皆さん懸念されておって、その自主事業の中で、広大な山林を今後どのように活用するのか、プランが出てきていたのか。あるいは、食事の部分で黒字経営ができるようなプランが出てきていたのかというところの判断基準があったら教えていただきたい。
- 東健治企画課長　　自主事業の取り組みについてでございます。先ほど申しました山林部分につきましては、日常的な管理は実施していただくこととしておりますけれども、これを開発したり、新たな事業展開を図っていただくという山林部分の管理ということは、市として想定しておりません。これにつきましては、今後、市が中心となりまして、事業計画等を図っていきたいと考えているところでございます。また、食事等に関しましては、食事部分は自主事業部分となってまいりますので、今後に向けては、地域食材等を活用する中で充実を図っていく。お土産物についても品ぞろえを図る中で、充実を図っていくということで計画をされておられます。
- 吉川遂也副委員長　　やはり基本的に食事については、宴会を中心としたものを想定されてるのか。委員会の中で常に、今の顧客ニーズというところで、宴会という部分がもう難しいのではないかという話も出ていたと思う。小さい単位、家族であるとか個人であるとかの食事については、同じように強化されるようなプランが出ているのでしょうか。
- 東健治企画課長　　食事に関しましては、宿泊者の食事、また、日帰りにおいて食事に来られる方を対象としたもの、また、宴席関係でいいますと、地域の方の法要であるとか、長寿の祝い、忘年会・新年会などの宴席プランに関しても充実を図っていく計画をお持ちです。

- 吉川遂也副委員長 調理関係の人材は変化しないのか。例えば、お弁当とか仕出しという部分も、この状況でありますので、されるところが多いのですけれど、そういうプランが出ていたかどうか。
- 東健治企画課長 調理部門を担当する職員を新たに充実する計画はございませんが、より一層、新規の商品開発へ向けた研究をしていくと、計画をお持ちです。また、仕出し等につきましても、資格取得の中で、今後はそういった柔軟な対応も図っていきたいという考えもお持ちです。
- 政野太委員 指定管理者の指定手続に関する条例等を見ながら、一生懸命理解しようとしていたのです。うちの委員会からも議員からも、これまで2年間にわたって、さまざまな意見が出たと思います。そういう意見もあって、さらにうちの委員会では附帯決議もしてきた中で、そういったところももちろん考慮しながらも、最終決定をされたのだと私は理解をしますのですけれども、ただ、今回の指定管理は3年で出されますよね。3年間なのにもかかわらず収支予算書が1年しかない。例えば、国の補助金を受けるにしても、市の補助金を受けるにしても、銀行の融資を受けるにしても、そのような収支予算書は、僕は見たことがないような気がします。やはり複数年検討すべきであったのではないかと思います。そこを単年度で指定をされるという決定に至った経緯をいま1度お聞かせいただきたい。
- 定光浩二管財課長 このたびの申請に当たりまして、提出書類につきましては、申請の要綱の定める中で提出をいただいております、これまでの指定管理の指定の方法で取り扱いをしたということで、この度、期間を延ばしてというようなどころまでは、取り扱いの中に入ってなかったと。
- 政野太委員 要は、提出を求めた要綱が次年度の収支予算書ということだけだったということで理解してよろしいですか。それはもう他の指定管理の審査会においても同じということでもよろしいですか。
- 定光浩二管財課長 はい。これまでの取り扱いで、同様に募集したということでございます。
- 政野太委員 先ほどアドバイザーの話もありましたけれども、3月までの契約になっているということで、次年度の収支予算書にはそれは含まれてなかったということで理解してよろしいですか。
- 東健治企画課長 次年度の収支計画書の中には委託料も含まれております。委託料に関しては、人材派遣費あるいは施設の保守管理というものもございますけれども、そういったアドバイザーなりの外部からの業務協力をいただくものに関しても、この委託料の中に計上されているものと思います。
- 堀井秀昭委員 元に戻って考えてみると、このサンヒルズが経営的に成り立つ経営をやっていたら、日本郵政は、かんぼの郷を手放す必要がなかったと思うのです。庄原市にとってみれば、日本郵政の所有の建物として、このかんぼの郷が経営継続されることが一番いいと私は思うのです。それから、地元野菜を使うとか、宴会等の募集を強化するとか、やろうと思えば今まででもいくらでもできたのではないですか。やってこなかったことが、今の状況に至っている。今からやりますよと言われても、はいそうですかと私は簡単には納得できない。それから、基本に帰れば、庄原市の公共施設を管理運営するのは、必要なら直営。直営の必要がないものについては、委託なり指定管理によって管理運営をしていただくと考えなければいけないと思うのです。指定管理を行っていただくにあたり、指名によって決定をしなければならないもの、公募によって決定をすべきものがあると思う。私が思うのは、この新しいラ・フォーレ庄原は、公募によって指定管理者を決定していくのが王道だと、今でも思っています。今までサンヒルズ庄原は頑張っかんぼの郷の経営をされてきました。そのことに対する努力を認めないというわけでは決していない。先ほどから課長は、一生懸命さまざまな経営施策に取り組むから、それをよしとする発言ですけれども、公募にしていたら、他の事業者がもっといい経営計画を出していたかもしれない。他の事業者との比較なしに、1社だけの経営計画で持つてよしとする

というのは、いささか乱暴だと私は今でも思っています。なぜサンヒルズにこだわらなければならなかったのか。取得前からサンヒルズありきで取得計画を持っていたのか。その辺のところは、執行者はどういう見解だったのですか。

○加藤武徳企画振興部長 取得前からサンヒルズありきという考えは持ち合わせてはおりません。先ほど来、課長が説明してきた経過の中で、今回指名をさせていただいたということで、堀井委員おっしゃることもごもっともだと思いますので、今回は指名という判断をさせていただきましたが、今後におきましてはあらゆる視点を持って、さまざまな考え方を整理して生かしていきたいと考えております。

○堀井秀昭委員 かんぽの郷からラ・フォーレに変わるわけですが、この施設の取得については、市民の皆様からさまざまな場を通じて、執行者としても、取得に関して是非を問われた、意見を聞かれたという経緯を経ながら、この取得に至っているわけですが、その中で、関わった人たちの多くの御意見が、思いが、当然、運営母体についても、これから何年も確実な経営をやっていただける運営母体が求められる。市も求めていくだろう。当然であろうと理解をされてきている。いきなりここで今までと同じサンヒルズを指名するという乱暴なやり方が、市民合意を得られると考えておられるところが不思議でならない。どういう感覚なのかお聞きしたい。出資者である庄原市が抜き差しならない状況になったのか。正直なところを。

○東健治企画課長 サンヒルズを指名した理由は、私からも説明をさせていただいたところですが、やはりこれまでの20年来の経験、また、施設を運営するだけの従業員を雇用されている。また、雇用し続けておられること。そういった経験や熱意も持っておられることと、設置目的に沿った適切な管理運営が行えるということと、早期の営業再開を円滑に進めるためにも、サンヒルズ庄原が実施していくことが適切であるという判断をさせていただきました。

○堀井秀昭委員 本来なら指定管理者が経費として支出すべき予算を、庄原市が事前に組んでいるという形跡も見え隠れしている。指定管理費ゼロとうたいながら、これから先、そういった形で市の予算が支出されていくのではないかという危惧というか、心配をします。そう思わないですか。

○東健治企画課長 委員がおっしゃられます予算化といいますのは、昨日、予算決算常任委員会で説明をさせていただいた12月補正ということでよろしいでしょうか。

○堀井秀昭委員 その中で政野議員が質問された件。

○東健治企画課長 これに関しましては、営業再開までの施設の管理、あるいは再開へ向けた準備に要する経費ということで、予算をお願いさせていただいております。4月以降の運営に係る経費というものではございません。4月1日から営業を再開するに当たりましては、4月1日から予約受付をすることもできませんので、事前の受付、あるいは市が取得、引き渡しを受けた後においては、施設を適切な状態で管理することも必要となってまいりますので、そこに要する3月末まで、再開までの管理経費ということで、補正予算をお願いさせていただいたものです。

○堀井秀昭委員 本来、指定管理者が決定された時点で、4月1日の再開へ向けて、集客を含めてさまざまな予算というものは、指定管理を受けた法人が支出すべきものだと私は思うのですが、そのところが市が肩代わりしてるのではないかという形跡が見られるということを行っている。指定管理が決定になった時点で、オープンに向けての経費は、それは当然、指定管理を受けた法人が支出すべきと思うのですけれども、違うのですか。

○東健治企画課長 現在のところ指定管理期間につきましては、令和4年4月1日からということで予

定しております。その前段といたしまして、施設を管理していくことも必要となってまいります。指定管理が開始するまでに関しては、市が直営によって施設管理をする必要がございますけれども、その部分については、職員でその施設を管理するだけのノウハウがございませんので、外部へ委託をするという形で、委託料を組ませていただいたものです。

○堀井秀昭委員 そのように言われたらそうかなと思うけれど、指定管理は議決が済んだら、すぐされたらどうですか。指定管理法人が自らオープン日を決めればいい。自分たちで資本をかけて、オープン前の準備を整えて、集客も行っていけばいいのではないかと思うのだけれど、なぜ4月1日からの指定管理にこだわるのか。議決ができて指定管理を決定できる状況になったら、指定管理団体にその運営をすぐ指定管理すればいい。

○東健治企画課長 委員おっしゃられるとおり、物理的にはそういったことも可能かと思っておりますけれども、引き渡し後においては、施設の修繕も行っていくこととしております。営業を並行して行いながらの修繕が困難な状況もありますので、一旦、閉館をし、修繕等も行う中で、改めて営業を再開していくということから、4月1日の指定管理開始という計画を立てさせていただいております。

○堀井秀昭委員 そこは分かるけれど、私が言っているのはそこではない。指定管理団体が議会議決によって指定できる状況が生まれたら、直ちに指定管理に出して、オープン予定日は4月1日にしてくださいということは、庄原市と指定管理法人との間で約束されればいいのであって、オープンに向けて予約の受付であるとか、さまざまなオープン対応の業務については、指定管理法人の経費で、修繕は違う、修繕は家主としての義務でやるので、法人の仕事としてやっていただくのが筋ではないかと言っている。私が言いたい根本は、このラ・フォーレ庄原は、1社のみ指名によって、運営を決定していく施設にはそぐわない。他の応募があるなしにかかわらず、広く公募して、経営計画を示していただいて、適切な法人へ指定管理を決定したということが重要なのです。市民の間でも、求めておられるのは、そういう適切な経過を経ての指定管理者の指定だと理解するので、しつこく言っている。

○加藤武徳企画振興部長 堀井委員のおっしゃることは、我々もしっかりと受け止めていかなければならないと考えております。今回につきましては、サンヒルズ庄原へという判断をさせていただきましたが、指定期間は3年でございます。3年後、また新たに更新の時期を迎えるに当たりましては、先ほど堀井委員おっしゃいました点をしっかりと受け止めまして、取り組みを行ってまいりたい。

○堀井秀昭委員 この場を借りて、お願いと意見を。部長1人の判断というわけではないのだけれど。前々から思っておりましたけれども、指定管理団体の指名について、議会へ議案を送付されるときに、三セク法人、あるいは継続の法人の場合はまずよしとしても、新たな法人を指名するときに、住所と取締役の代表名と会社名しか示さずに、議会へ議決を求めるということ自体、本来無理がある。どういう内部規程かわからないけれど、それを変えてでも、そういう場合は経営計画なり、資本の内容なり、既に存在する法人であるならば、経営状況なりを議会へ資料として出した上で、指定管理法人の議決を求めてほしいと思いますので、そのことについては内部協議をぜひお願いしておきたい。

○政野太委員 どうしてもまだ腑に落ちないのです。課長が答弁されている、例えば、市が出資している法人、サンヒルズのという会社の成り立ちということも含めて、それから施設再開を早期に実現する、それから設置目的を効果的に達成できるということについては理解するのです。そこは、やはり審査された市の執行者、審査会におけるそれなりの立場の方が審査されたわけですから。ただ、3年間の指定を出すのに収支予算が3年ない。本当になかったのでしょうか。求めてもないのですか。こ

ここにあるのは、例えば、指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則ですけれども、当該指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書、これはだから今ですね、だからその会社のことという事です。その下にあるのは、当該施設の管理に関する業務の収支予算書という項目になっております。当該施設を管理していただくのは1年ですか。1年ではないですよ、3年ですよ。本当に出なかったのでしょうか。例えば、指定管理で私はこれまで申請をしたことがありますけれども、必ず複数年求められておりました。なぜこのサンヒルズが1年だけしか収支予算書が出てないのか。だから、それを判断する材料がここがないので、その収支予算書すらも。そういうところも、やはり明確にもう少し詳しく丁寧に説明していただかないと、判断するのが難しい。いかがでしょう。

○定光浩二管財課長 このたびの申請に当たりまして、指定管理者申請要綱というものの中で、提出書類の一つとしまして、初年度分の収支計画書を提出していただくという状況でございます。

○政野太委員 それは今回の指定管理の指名に関する要綱ですか。それとも、庄原市の指定管理は全てそうなのですか。

○定光浩二管財課長 ただいま申し上げましたのは、このたびの庄原市交流宿泊施設、ラ・フォーレ庄原の指定管理者の申請要綱というものを、その審査会の中で審議して決定したもので、指定候補者へ示して、その書類を出していただくという手続の中で定めたものでございます。

○政野太委員 今回の要綱であると。指定管理は3年間ですよ、3年間。この来年の1年、それから令和5年度、6年度までの事業計画が本来ないと、判断しようがないですね、僕らは。この状態では、先ほど課長が言われていた内容によって、サンヒルズを指名されるというのは、僕は一定の理解をしますけれども、ただ、その審査会の在り方について、どうしても納得できないというか、その辺についてもう少し丁寧に教えていただければと思うのです。なぜ1年だけしか求めなかったのか。

○定光浩二管財課長 指定管理者からは毎年、事業期間終了後に決算等を出していただき、そういった中で、毎年、次年度の指定管理料の積算をするわけなのですけれども、そういった年度ごとの実績も踏まえる中で積算をいたしまして、予算要求していくという流れでやっておりますので、指定の施設については、単年度の審査ということで、毎年、実績に応じて積算していくということでやっておりますので、初年度のみということになっております。

○五島誠委員 要は、この施設に限って、そうやって1年間で審査をしているのか、今までもこういった同様の施設については1年間でやっているのかということ、まずははっきりと言っていたかないと、ともすれば何でこの施設だけ1年間しか見ないのかという疑惑になってしまうので、そこははっきりさせていただきたい。

○定光浩二管財課長 この指名につきましては、このラ・フォーレに限ったことではなくて、全体の取扱いとしてそのような手法でやっているという状況です。

○政野太委員 僕が理解しているのは、それは指定期間内の次年度に対する収支予算書というのは確かにそれだと思います。ただ、今回は最初です、指定管理を受ける。そのときの審査に1年というのは、なぜそうなっているのかわからない。管財課長が言われるように、指定管理5年間を受けたときに、2年目に出すときの書類は確かにそれでいいですよ。これまでもそうだったと思います。ただ、最初の審査に関わるときに、このやり方をやられていたのかどうか僕は記憶にない。

○定光浩二管財課長 恐らくおっしゃられている部分につきまして、公募施設につきましては、指定期間全ての収支計画を出していただいて、決定した指定管理料で指定期間中は運営していただくという

ことで、公募施設については、おっしゃられているような手法で整理をしております。

○政野太委員 指名だからなのか。

○松本みのり委員 サンヒルズさんを指名するに当たって、20年間の運営の実績があるからお願いするという話もあったのですが、8億円からの売上高があったときにも、営業外利益がマイナスになったりしていたと思います。その部分は家賃が高過ぎたから、家賃がゼロならうまくいくのだと言われるのかも知れませんが、経営がうまくいかないのは家賃が高過ぎるからだったり、郵政の縛りがなくなったら改善するのだとか、外に外に求められているかと思うのですが、内側でどこがいけなかったのかというところを見る視点がないと、今後の経営を考える上でも難しい面があるのではないかなと危惧します。以前、うなぎ弁当の企画を出されたときに、私もかんぽを応援しようと、チラシを市長さん、副市長さん、企画課さんにも持って行かせていただいたかと思うのです。うなぎ弁当をもらいました。うなぎ弁当を売って儲けるのが仕事ではなくて、本当はうなぎ弁当で応援しようという方たちに対して、次のセールスをしていかないといけないと思うのですよね。宿泊で、こんなプランがありますよとか。そういった次の手を考えて、必死にこの施設を何とかしていこう、出直していくのだという気概を感じられなかったです。弁当だけ、ありがとうございますと渡されたときに、本当にこの施設を今後も一生懸命やっていくという思いをどこまで持たれているのかという、すみません、質問になってないかもしれないんですけど、思っています。

○東健治企画課長 過去の売上高と営業利益を見ますと、売上高が8億円を超える年度もございました。そういった中で、営業利益に関してはマイナスとなっている年度もございます。そうした中で、売上額の多いときで1割程度、日本郵政に委託料として施設管理委託手数料として納めておられた経緯がございます。今後においては、こういったものがなくなっていくということになりますと、収支計画にもありますとおり、プラス収支での経営が実施できるという計画を立てておられます。そういったことを市も見込みまして、この施設に関しては指定管理料ゼロ円ということで、他の宿泊関係、健康増進施設のように指定管理料を市として払うことなく、管理運営をしていただくとしております。また、うなぎ弁当は、コロナ禍の中で少しでも何とかやりくりをという中で、営業取り組みとして販売をされた経緯もございます。直接、社員の方もセールス等もされて、1つでも多く販売をして御利用いただきたいという思いで取り組まれたと、私は認識いたしております。

○横路政之委員 従業員をふやすという、向こうからの提案を課長が言われましたよね。コロナ禍で派遣社員をかなり断われているのですよね。それを元に戻すようなお考えなのか、それとも新たに庄原市内からの雇用をふやすのか。どう聞いておられますか。

○東健治企画課長 コロナ禍以前の従来の営業における職員の数と比較しますと、現在、20名ぐらい職員の方が減っておられる状況がございます。この職員の契約形態は、正社員、契約社員、パートの方もおられます。現在60数名の方を雇用されている状況もございますので、コロナ禍の状況、現在、回復状況もありまして、利用者の方もふえてこられている状況がございますので、適切な管理運営を行っていく上では人手が必要ということで、正社員、契約社員の方、ピーク的な部分を補うためのパートの方もおられるかと思っておりますけれども、新たな雇用を計画されておられます。

○吉川遂也副委員長 先ほど堀井委員からもありましたし、それから本会議の中でも政野議員の質問にもありましたけれども、来年度から支出する費用について、例えば、補正予算にあがっていましたホテルの管理システム料とか、こういうのは市からの支出になるのか。それとも運営費の中で、サンヒ

ルズに支出していただく費用になるのか。例えば、来年度についての広報に関わる部分は、これは市の建物のPRについては市が受け持つ部分なのか、運営会社を受け持つ部分なのかという線引きが、結構曖昧になってくることによって、裏では運営会社の助けになるような支出がふえていく状況を堀井委員は指摘されていたと思う。ほかの指定管理をしている現施設についても、広報費については運営費の中でやってもらっているのか。そういった費用は市が肩代わりして出しているのかということも含めて、ほかとの差異があるのかないのか。かかる経費については、市が負担する部分と運営会社が負担する分については線引きがきちりできているのか、その辺の説明をお願いしたい。

○東健治企画課長　　まず、ホテル管理システムですけれども、リース導入を行うことといたしております。このホテル管理システムに関しましては、指定管理部門と自主事業部門、両方にかかるシステムでございますので、負担割合を決めまして、双方で負担していくこととしております。また、広報等に係る、例えばホームページの作成・更新につきましては、指定管理者において実施していただくこととしております。これに関しましては、他の公共施設も同様な扱いとしておりますので、このラ・フォーレ庄原だけ特別な形のものとはなっておりません。

○五島誠委員　　何が自主事業部分なのか、もう一度教えていただければと思います。

○東健治企画課長　　指定管理部門と自主事業部門ですけれども、指定管理部門に関しましては、設置管理条例に使用料等も定めた部分が指定管理施設ということで、宿泊施設、入浴施設、多目的ホール、研修施設、また、スポーツ施設、これに関しては指定管理となっております。自主事業の部門に関しましては、レストラン部門、ラウンジ、売店、ゲームコーナーであるとかカラオケ、こういった部門が自主事業部門となってまいります。

○五島誠委員　　現在のところと変わった自主事業はないということですか。

○東健治企画課長　　現在の運営における部分で言いますと、先ほど御説明させていただいたとおりですけれども、施設内を有効活用する中で、屋外で新たなイベント等も行うこととされておられますので、こういった部分は、いわゆる自主事業ということで取り組んでいただく部分です。

○政野太委員　　指定管理部分と、ホテル管理システムのことも説明ありましたが、これは自主事業ではないかと私は感じるのです。ホテル管理システムの指定管理部分と自主事業部分とで案分するというので。ホームページも、一旦つくってしまうときまでは行政が、この3月までは行政財産なのでいいですけれども、それを利用するのが指定管理団体ということになると、その管理は指定管理団体がしていくべきではないかと思うのです。ほかの公共施設がそうであるということをおっしゃったけれども、明らかにそうではないケースがたくさんあると思います。ホームページはあくまで自主事業で、指定管理団体が捻出してつくっているというのが普通ではないかと思うのです。だから今回、指定管理料ゼロ円と言いつつも、正直、出るお金はゼロ円ではないですね。確かに指定管理料を相手方に渡すのはゼロ円かもしれませんが、そういう手法をとっていかれるということですか。

○東健治企画課長　　まず、ホームページ作成に係る負担部分ですけれども、私の説明が不十分だったかと思います。これは市が負担するのではなく、指定管理者で取り組んでいただくというものでございます。ホテルシステムですけれども、昨日の予算決算でも少し説明をさせていただきました。ホテル予約に関すること、あるいは、お土産物、レストラン等のPOSシステムとも連動しております。また、部屋の施錠状況についても、このホテルシステムで確認ができることとなります。インターネット予約等とも連動しておりますので、事務効率も図っていくことができるシステムとなっております。ホ

テル部門に関しては、指定管理部門となりますので、ホテル利用等の予約等に関する部分、あるいは顧客管理等に関する部分については、指定管理に係る部分もございますし、逆にレストラン等で、お土産物等で自主事業に係る部分もございますので、市、指定管理者双方で負担をしていくということにしております。

○堀井秀昭委員 どういった割合でするのかというようなことも詰めているのかどうかわかりませんが、基本的にこれから性根を入れておいてもらいたいのは、市がこの施設に対して関わるのは、建物の維持。運営に関わることは必要ない。建物の維持に関して、市は責任を持って修繕なりをしていけばいいのであって、どういった経営方針で、どういったシステムで、この施設を運営するかということについては、指定管理者の負担と責任でやってもらうべき。壊れたというときに、このぐらいは自分で直ささいよという契約を他の施設はやっていってる。ここから上については行政で修繕しましょう。そういった契約をもって、建物の維持管理だけ庄原市は予算を組んでいくという基本姿勢を持っていくべきだと私は思うのだけれど、どう思われるか。

○東健治企画課長 この施設ですけれども、公の施設ということですので、他の公の施設、指定管理者制度導入施設と同様な形での施設管理を行ってまいります。敷地内の森林部門については、今後、どういった形で計画を持って事業展開をしていくのか、これは市で今後考えていくこととしております。

○堀井秀昭委員 例えば、どういうシステムを持って予約を受け付けるかというのは、経営側の判断と負担でやるべきもの。その他の施設もそうなっている。市がそこへ予算の投入はしてないし、すべきでもないと思っていますけれども、他の施設と同様にということは、他の施設もそういうことになっているという意味か。

○加藤武徳企画振興部長 堀井委員おっしゃいます点もございますけれども、今、市内で宿泊施設にしましては、ラ・フォーレ庄原のような大きな施設がございませんので、宿泊施設にそういったシステムを入れているところはございませんけれども、例えば道の駅たかのなどにposシステムを導入しておりますが、これは指定管理者と市が、そのシステムの経費をやはり同じように案分して、算出をしているといった例がございます。

○堀井秀昭委員 指定管理をゼロ予算で始めていただくということは、この施設が初めてなのですよ。今まで指定管理費の算出基礎が、要は収入に対して管理費が幾らかかるから、その差額については、行政で予算化をして管理運営ができるようにしましょう。この指定管理費、何百万、何千万円ですよという算定をされてきた。これがゼロ算定ということになってくると、この施設の収入をある程度経営計画によって確定をさせているのだろうけれど、それが収入減になることによる指定管理の変更というようなことは、発生させてはならないと思っておりますけれども、そのところの見解はどうですか。コロナのときなどは特別な理由ということで、収入減を補填してきた。通常の場合、この施設の指定管理に対する市の負担は、今後どう考えていくのか。

○東健治企画課長 コロナ禍の影響により赤字の場合ですけれども、一般利用を中止した場合の利用料金の減収等があるかと思えます。これに関しましては、他の公共施設と同様な減収補填というものも考えてまいりたいと思っております。あわせて、異常事態というか、天変地異等があった場合、いわゆる指定管理者の運営努力で吸収できないような外部要因による場合、これに関しても、他の指定管理施設と同様に対処していくという考えでおります。

○加藤武徳企画振興部長 先ほど企画課長が申したような事態になれば、指定管理料を検討していくこ

ととなりますが、通常の運営でございまして、そこで赤字になったからといって、市がそれを補填するという考えは持っておりません。

○定光浩二管財課長　　そういった経費に係る精算方法でありますとか、業務内容の範囲がどこからどこまでであるとか、どの施設が対象であるとか、そういったことにつきましては、この業務の中の仕様書というのを定めてございまして、仕様書の中でそういった細かい役割分担を整理して、指定管理に当たりますれば基本協定、それから年度協定という中で、ルールは明確にした上で運営をしていただく、細かい経費負担のルールなども整理した上で運営していただくように考えております。

○五島誠委員　　そういったルールが決められてる中で、指定の取り消しのルールについても一定程度線引きをしていると思うのですけれども、どのぐらい経営が悪化したらもうやっつけられないから、取り消しますということもあるわけですか。

○定光浩二管財課長　　指定の取り消しということにつきましては、庄原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の中で定めてございまして、指定管理者が選定の基準に従わないとき、または指定管理者の責めに帰する事由により、当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消すことができるということになっておりますので、そういった特別な事態であるとか、状況によってはそういうことも可能であるということにはなっております。

○五島誠委員　　条例としてはそうだと思うのですよね。これは結構幅が広くて、どこかで線引きしてあったりするわけではなくて、あくまでもその市と指定管理業者との最終的には話し合いの上で、最終的に決定されるものかなと思うのです。指定の選定の基準ということもありましたけれども、その選定の基準自体は示されているわけではないので、ここではわからないで当たり前だと思うのです。個別にそういったものは決められているわけではなくて、あくまでも条例の規定にのっとって取り消しについて運用するというところで理解していいですよ。

○東健治企画課長　　そのとおりでございます。特別なこの施設のみの定めを持っているわけではございません。

○政野太委員　　コロナであるとか、そういったことによる補填という話がありましたけれども、今回あれだけの規模の施設を指定管理に出されるに当たって、確かにサンヒルズさんはこの施設を活用して6億8,000万円の売上を出しますという計画を出されておりますけれども、その補填をするにしても、ある程度基準がないと僕は難しいと思う、算出が。行政として指定管理を出すに当たって、損益分岐点というのはどのような計算をされていたのか。例えば建設だったら、見積りとか設計とかあるでしょう。そういうものがあつたのかどうか。

○東健治企画課長　　施設の運営に係る収支ですけれども、こちらにつきましては6月28日に開催していただきました議員全員協議会におきまして、施設の運営に係る将来推計ということで、施設運営の推計もお示しをさせていただきました。この中で申しますと、下振れ、標準、上振れということで試算を行っておりますけれども、標準で申しますと、6億円程度の売上によりまして運営が成り立つという試算もお示しさせていただいております。

○吉川遂也副委員長　　先ほどからいろいろ議論がある中で、堀井委員が言われたような、やはり公募する必要があつたのではないかという指摘もある。そもそもその原因というのは、公募をかけると、この施設はもうかる施設だから自分らが行ってもうけたいという熱意が出てくると思うのですね。要するにやらせてくれというのと、指名で、この施設をお願いします、運営してくださいということにな

ると、受けるほうからしたら、やってやるのだ、やらせてくれという気になるか、熱意というか、そこは大分変わってくると思う。どうしてもやりたい、ここを手放したくないと思えば、単年度赤字は絶対にならないと。どうやってでももうけようというような感じになってくる。指名になると、市がやってくれと言うからやるのだというところが根本にあると、甘えとは言いませんけれども、最終的には市が頼んできたのだから面倒をみてくれるだろうというような気持ちになってもらったら困る施設だと思う。サンヒルズさんがどれだけこの施設を使ってやりたいかという思いがあったのか、そこをどう判断されたかというところをお伺いしておきたい。

○東健治企画課長 サンヒルズ庄原におかれては、これまでの経験というのはずっと言ってきましたけれども、やはり従業員を解雇することなく、雇用し続けておられること。引き続き、この施設を運営したいといった熱意というものは、ずっと継続して持っておられます。今回、市の施設になるということにおいて、引き続き、この施設を運営していきたいという思いは、私も受け止めております。決して市からお願いするというのではなく、サンヒルズ庄原においても、改めて、この施設を運営することによって、地域貢献も図っていききたいということも志望動機の中では申されております。

○松本みのり委員 瀬戸内DMOさんが以前に出された資料の中で、サンヒルズ庄原さんの経営に関して、現場の声が上に上がりにくいという体質があることを指摘されていたかと思うのですが、私も従業員の方から同様の話を伺ったりもしてきたのですが、そういった内部組織をどう変えていくかということに関しては、何か策があるのでしょうか。

○東健治企画課長 サンヒルズの運営体制の中で、それぞれのフロント部門、飲料部門、調理部門というような部を設置されておられた経緯がございます。そういったことで、ある意味、縦割りになっていた部分がございます、その横の連絡がうまく伝わらなかったりといった部分がおありだということでしたので、ここは部を横断するような、統括的な形で調整を図っていく職員も置きながら、業務も、その部だけの業務に携わるのではなく、横断、マルチスタッフ的な形での取り組みも行っていく計画をお持ちです。そういった課題については、改善へ向けた計画をお持ちです。

○堀井秀昭委員 サンヒルズさんは事業継承する段階で、この施設が郵政のものであろうと市のものであろうと、経営をしたいという意欲は私たちも感じたし、そうだったろうと思います。ただ、この決定が公募になっても、恐らくサンヒルズさんは応募してきた。2団体3団体の応募があったかどうかは今になってはわからないけれど、それにも勝るだけの経営計画を持って、公募に応じて決められるなら、サンヒルズさんもその方法をとって欲しかったのではないかと思います。そういう方法をもって議会で諮られれば、委員会も議会もこんなにさまざまなことを議論する必要がない。指名というやり方を出したから、こういった議論に発展している。そのところをよく自覚しておいていただきたい。

○桂藤和夫委員長 他にありませんか。ないようですので、これで質疑を終結したいと思います。執行者の方は退席してください。ありがとうございました。それでは暫時休憩します。

〔執行者退室〕

午前11時31分 休 憩

午前11時32分 再 開

○桂藤和夫委員長 休憩を閉じまして、討論はありませんでしょうか。討論のある方は挙手の上で。ありませんか。それでは討論を終結いたしまして、これより議案第163号を採決いたします。採決は挙手で行います。挙手されない場合は反対とみなします。棄権の場合は退出をしてください。それではお諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手]

○桂藤和夫委員長 それでは3対3ということでございますので、委員長といたしまして、この議案は原案のとおり賛成をしたいと思います。決定します。本会議への委員長報告につきましては、正副委員長に一任をしていただきたいと思いますけれども、これだけは言ってほしいということがあれば、お聞きをしておきたいと思います。ありませんか。それでは正副委員長に御一任をいただきます。

2 意見書について

○桂藤和夫委員長 次に協議事項の2点目ですが、意見書についてでございます。これにつきましては谷口議員が個人で提出されようとしておりました米価下落についての意見書がございまして、所管委員会から提出されるかどうか協議をしてほしいということでございましたので、本日の協議事項に追加をいたしております。御手元にお配りしておりますけれども、米価下落に対する緊急対策を求める意見書案でございますが、2つございます。1つは、谷口議員が提出されようとしていたもので、もう1つは、谷口議員の提案を受け、表題は同じですけれども、吉川副委員長より内容を変えた意見書が出ております。副委員長より簡単な説明をお願いしたいと思います。

○吉川遂也副委員長 谷口議員から提出されたものを拝見しましたところ、本市の状況に当てはめた内容のほうがふさわしいのではないかと考えまして、以前2回ほど米価下落に対する意見書が出ていたものを参考にいたしまして、たたき台をつくったものでございます。要望については、説明いたしますと、1. 収入減少影響緩和交付金、ナラシ対策及び収入保険について、加入要件の緩和や補償範囲の拡大など、制度の充実を図ると。これについては先ほど横路委員からちょっとわからないというお話があったので、少し説明させていただきますと、収入が大幅に減ったときには、農家の場合は2つの方策がありまして、1つはナラシ対策と、ゲタ対策というものもあるのですけれども、収入保険の2つの方策があります。両方ともやはり入る件数が少ない。要は要件が高いということもあります。こういった状況であるので、ナラシ対策というのは簡単に申しますと、5年間の過去の収入の概算を出して、その金額に満たない部分については、その補填を9割補助金として出すという制度です。これのハードルがあるのは、要するに入る方が認定農業者であるとか、そういった要件があって、それにプラス、自分で拠出金を出さないといけない。3分の1程度の拠出金を出さないといけないという規定があります。あと、収入保険については、収入保険のハードルというのは、青色申告を農家がやらなければならないというハードルがあるので、そういったところの加入要件の緩和を求めて、広く皆さんが、こういった外的要因によって収入が下がったときの補填ができるような仕組みをつくっていただければというところの趣旨でございます。次に、水田活用の直接支払交付金等の予算を継続的かつ十分に確保すること。これは今、いわゆる転作に係る奨励金が、水田活用の直接支払交付金ということで出されているところがだんだん規模の縮小なり、それから転作奨励作物の変更なりで、これが来

年度については縮小傾向にあるような報道も一部あったので、今までどおりというか、十分にやっていただきたいという要望を入れたこと。次に、農業経営に対するつなぎ融資の利子補給や、来年産種子購入に係る費用への助成などの支援策を講じることというのは、ことしの売上が下がったことについて、来年度の再生産に関わる費用の一部補填をしていただかなければ、来年度の再生産ができないのではないかとこのところに対する懸念を示しているところでございます。次に、主食用米の消費拡大を図るために消費者ニーズを的確にとらえた販売戦略を一層強化・展開することというのは、今年の余剰米が、谷口議員の中にもありますように、何十万という余剰米が出る。生産よりも需要がかなり減っているというところが問題でありまして、現試算でいうと来年度の余剰米21万トン、いわゆる岩手県の生産量に匹敵する量というものがもう既に余っているような試算が出ているという中で、やはり消費者ニーズを喚起していただくということが重要になってくると考えております。次に、生活困窮者、学生、子ども食堂などに米を提供する取り組みに対する支援を一層強化し、米需給の安定に向けた市場環境を整備すること。この点については、先日、横路委員から情報提供ございまして、農政では既にこの取り組みはされ始めたというところを聞いております。事業展開する事業者に対して支援をふやすというところをやっていただくことで、余ったお米の引き取り先というか、そこから余剰米の減につながるという施策を整備していただきたいというところを踏まえて、どのように変えていただいても結構ですし、いけないところがあれば削りますし、難しいところがあれば直しますというところも含めて、たたき台として出させていただいたということで説明を終わります。

○桂藤和夫委員長 それでは急なことで大変申し訳ございませんけれども、御一読いただきまして、委員会として、米価下落についての意見書を出すかどうか。出すのであれば内容をどうするかということで、皆様の意見があれば伺いたいと思います。堀井委員。

○堀井秀昭委員 谷口議員の意見書は正式に出ないのですか。

○桂藤和夫委員長 出ていません。議員には個別に配られたかもしれませんが、最終日の20日に提出予定なので、谷口議員から、委員会で話し合っ出てくれればいいのではないかとこのことで打診がございまして、正副委員長で話し合っ、副委員長がまとめてくれた案がこれでございます。文章的にはがらっと変わっておりますけれども、今日の皆さんの意見を聞いた上で、谷口議員へはこれ出させていただきますと了解を取らせていただこうと思いますけれども。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横路政之委員 副委員長の案は、庄原市の実態に即した意見書という色合いが濃いので、こちらのほうがいい。

○桂藤和夫委員長 それでは皆様に了承していただきましたので、意見書を企画建設常任委員会として、定例会最終日の本会議に提出したいと思います。意見書の字句の訂正とか修正につきましては、正副委員長に御一任をいただきたいと思います。これで協議事項2を終わります。

○桂藤和夫委員長 その他、何かございますでしょうか。ないようでしたら、以上で本日の企画建設常任委員会を散会いたします。ありがとうございました。

午前11時43分 散 会

庄原市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

企画建設常任委員会

委員長